

衛生推進者養成講習

◆松山地区の開催予定日時、会場、受付期間、定員

	実施日	時間	会場	受付期間	募集定員
1	5月22日(火)	8時50分～15時50分	岩本ビル	3月22日(木)～5月8日(火)	30名
2	7月5日(木)			5月7日(月)～6月21日(木)	
3	11月8日(木)			9月10日(月)～10月25日(木)	
4	2月15日(金)			12月17日(月)～2月1日(金)	

- ・岩本ビル4階会議室 住所：松山市大手町1-10-1、電話番号：089-947-3051(松山支部)
- ・申込み状況により実施日、場所等の変更もあります。

◆講習科目、時間…昼食、休憩、確認試験等があり実際の講習時間は上記時間帯となります。

作業環境管理及び作業管理	2時間
健康の保持増進対策	1時間
労働衛生教育	1時間
労働衛生関係法令	1時間
(合計5時間)	

◆受講料…消費税含む

受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
6,480	1,080	7,560

◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生業務を担当させなければならない。
- ・衛生推進者の選任義務業種

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者
上記以外の事業場 (上記に記載のない小売業、社会福祉施設、飲食店など…下記ガイドラインも考慮して下さい)	衛生推進者

- ・厚生労働省ガイドライン(H26.3.28付)

第3次産業のうちの重点業種である社会福祉施設、小売業（法定選任義務を除く）、飲食店の労働者数10人以上の事業場については、安全担当者を配置し、うち労働者数50人以上の事業場については、安全衛生推進者の資格を持った者等から安全担当者を選任することが望ましいとされています。